<にっしん>後見支援預金規定

<にっしん>後見支援預金(当金庫が取扱う「後見制度支援預金」)は、この規定により取扱います。 口座開設を申込まれるに際しては、規定をよく確認いただき、同意の上でお申込みをいただくものとします。

第1条(目的、預入れ)

- (1) この預金は、後見制度(未成年後見及び成年後見)を利用されている方が、家庭裁判所の発行する「指示書」に基づく現金資産の管理を行うためのもので、家庭裁判所による「指示書」のある場合のみ、当店において預入ができます。
- (2) この預金は、被後見人を名義人とする預金として、被後見人と後見人の氏名その他必要な事項について書面によって当金庫に届出し、当該後見人による手続による場合のみ預入することができます。この場合、当金庫所定の手続にて口座開設し、手続において記入する名義は、預金名義人である被後見人の氏名と後見人の氏名の併記を要するものとし、使用印鑑は後見人による届出印を使用するものとします。
- (3) この預金の手続を、後見人が他の方に包括的に代理権を授与して行うことはできません。ただし、個々の取引手続について、後見人が代理人による手続を要する特段の理由があり、当金庫が 承認する場合に限り、「委任状」により代理人による手続を行うことができます。

第2条(取引の開始)

- (1) 当金庫との取引は、お客さまがこの規定を承諾し、当金庫所定の新規申込書及び「後見支援預金に係る手続申込書」(以下「手続申込書」という。)に必要事項を記入の上、当金庫所定の必要書類を添えて申込み、当金庫がこれを受領し承諾した場合に開始されるものとします。
- (2) 取引の開始に当たって、当金庫が必要と認めた場合はお届けの電話番号等へ連絡させていただく ことがあります。お客さまとの連絡が取れなかった場合、又はお客さまのお届け内容に疑義があ ると当金庫が判断した場合には、口座開設をお断りできるものとします。なお、当金庫が口座開 設を行わないことによってお客さまに損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

第3条(本人確認)

- (1) 取引に当たっては、関係諸法令等に基づき当金庫所定の方法により、本人確認を行います。
- (2) 関係諸法令等に基づく所定の本人確認が必要な場合、その他当金庫が必要と認めた場合は、当金庫所定のご本人さまを確認できる書類(以下「本人確認書類」という。)の提出や電話、訪問等、その他の方法による確認を求めることがあります。この確認が取れない場合(当金庫が定める期日までに当金庫に連絡がない場合、お客さまお届けの住所に発送した本人確認書類の提出を求める通知書が当金庫に返送された場合、お届けの電話番号に連絡が取れない場合等を含みます。)当金庫は取引の全部又は一部の停止、もしくは口座の解約をすることがあります。
- (3) 前項(2) により当金庫が取引の全部又は一部の停止、もしくは口座の解約をしたことによりお客さまに損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

第4条(印鑑照合)

(1) 口座開設に当たっては、当金庫との取引に使用する印鑑を届出てください。

(2) 取引において当金庫がお客さまの使用する印鑑を、当金庫に届出された印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行ったうえは、それが偽造、変造、盗用、不正使用、その他事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第5条(振込・振替の取扱い)

- (1) この預金では、次に定める場合を除き、振込金又は振替金の受入を行うことができません。
- (2) この預金で、受入することができる振込金又は振替金は、この預金口座を開設する当店の別の口座からの振込金又は振替金を、裁判所による「指示書」に基づく範囲で受入れる場合に限ります。

第6条 (預金の払戻し)

- (1) この預金は、裁判所による「指示書」がある場合のみ、払戻しを請求することができます。
- (2) この預金を払戻すときは、裁判所による「指示書」の提出と「手続申込書」を通帳とともに提出してください。

第7条(自動支払等)

- (1) この預金口座からは、各種料金等の自動支払をすることはできません。又、この預金口座を給 与、年金、配当金及び公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。
- (2) 前項に係らず、裁判所による「指示書」に基づき、この預金から、この預金と同じ名義人の当店 に開設する別の普通預金口座へ、一定額を一定期間ごとに自動振替する必要がある場合のみ、当 金庫所定の手続にて申込むことにより、当金庫が提供する「自動振込契約」を利用することがで きます。

第8条(付帯サービスの取扱い)

- (1) この預金口座は、キャッシュカードの発行はできません。
- (2) この預金口座は、インターネットバンキング、テレホンバンキング、WEB自動集金サービスなどの各種付帯サービスを利用することはできません。

第9条(利息)

(1) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

第10条(反社会的勢力との取引の謝絶)

この預金口座は、第11条第4項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第4項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEのでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第11条(解約等)

- (1) この預金口座は、以下の事由による場合のみ、当金庫所定の手続により解約することができます。
 - ①口座名義人が死亡したとき
 - ②裁判所による「指示書」に基づく場合
 - ③口座名義人の後見開始取消審判が確定したとき

- ④未成年後見の場合で、所定の後見期間を経過したとき
- ⑤法令の改正などにより、この商品の取扱いを継続することができないと当金庫が判断したとき
- (2) この預金口座を解約する場合は、裁判所による「指示書」および「手続申込書」、通帳、届出の 印章を持参のうえ、当店に申出てください。なお、解約の手続は、法令および当金庫所定の手続 きによるものとします。
- (3)次の①から③の1つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、またはお客さまに通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思 によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第16条第1項に違反した場合
 - ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4) 前項(3)のほか、次の①から③の1つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (5) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額 を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することに よりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(6) 前項(3) から(5) により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が 停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合当金 庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第12条(手数料)

- (1) 取引に係る諸手数料は、別途定めるとおりとします。
- (2) 当金庫が諸手数料を改定または新設する場合には、原則として、改定後の内容または新設内容を当金庫ホームページに掲示する方法、その他当金庫所定の方法により告知します。

第13条(通知等)

お客さまより当金庫に届出された住所、氏名等に宛てて当金庫が通知または送付書類を発送した 場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべきときに到着したものとみなしま す。

第14条 (届出事項の変更)

- (1) お客さまが当金庫に届出された印鑑、住所、氏名、電話番号、その他の届出事項に変更があった ときは、直ちに当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出以前に生じた損害に ついては、当金庫は責任を負いません。
- (2) お客さまより当金庫に届出された住所、氏名等に宛てて当金庫が通知または送付書類を発送し、 これが不着のため当金庫に返送された場合、当金庫は通知又は送付書類の全部又は一部の送付を 中止し、全部又は一部の取引を制限できるものとします。
- (3)後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も直ちに後見人の氏名その他必要な事項を書面によって同様に届出てください。

第15条(通帳、届出印鑑の紛失等)

- (1) お客さまが通帳又は当金庫に届出された印鑑を紛失したときは、直ちに当金庫所定の方法により 当金庫に届出てください。この届出以前に、そのために生じた損害については、当金庫は責任を 負いません。
- (2) お客さまが通帳、又は当金庫に届出された印鑑を紛失したときの口座の解約、出金、再発行等 は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、又保証人を求める ことがあります。
- (3) 通帳を再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

第16条 (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1)預金、預金契約上の地位その他この取引に係る一切の権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、又は第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

第17条(保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ②前号①の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
- ③前号①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく 異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相 殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。ま た、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めに よるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第18条(事務処理の委託に関する取扱い)

- (1) 当金庫はお客さまの取引に関する情報を含む事務処理を当金庫以外の第三者に委託することができるものとします。
- (2) 当金庫及び当金庫が業務を委託する第三者は、保有するお客さまの情報を厳正に管理しお客さまのプライバシー保護のために充分に注意を払うとともにお客さまの情報をその目的以外に使用しないものとします。

第19条(お客さまの情報の取扱い)

- (1) 当金庫は、お客さまの情報について、別途定める「個人情報等保護宣言(プライバシー・ポリシー)」に従い取扱います。又、法令、裁判手続その他の法的手続き又は規制当局により、お客さまの情報の提出が要求された場合には、当金庫はその要求に従うことができるものとします。
- (2) 当金庫の「個人情報等保護宣言(プライバシー・ポリシー)」は、当金庫ホームページに掲示します。

第20条(免責事由)

- (1) 次の各号の事由により、当金庫が提供するサービスの取扱いに遅延、不能等が生じた場合、これによりお客さまに損害が生じても当金庫は責任を負いません。
 - ①災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
 - ②当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線又はコンピュータ等に不正使用又は障害が生じたとき
 - ③当金庫以外の金融機関その他第三者の責めに帰すべき事由があるとき
- (2) 当金庫又は金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、公衆電 話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされ、お客さまのパス

ワード等、取引情報が漏洩した場合、それによりお客さまに損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

第21条(準拠法及び管轄裁判所)

- (1) この規定及び他の規定の準拠法は日本法とします。
- (2) この規定及び他の規定に関する訴訟については、神戸地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第22条 (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫の他の規定、規則等当金庫の定めるところによるもの とします。当金庫の他の規定、規則等は、当金庫ホームページへの掲示、その他当金庫所定の方法に より告知します。

第23条 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2020年4月1日現在